平成２７年（フ）第１３６号
埼玉県朝霞市三原２丁目５番23号　コーポ美装201
債務者　米澤　　成
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３８号
埼玉県桶川市若宮１丁目６番16号　第２富士ビル201号
債務者　黒田　英一
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３９号
埼玉県川口市桜町１丁目６番37号、旧住所埼玉県川口市差間２丁目31番３号　ソレアード102号
債務者　天野　香織（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５５号
さいたま市北区土呂町１丁目51番地２　エトワールハイツＢ102
債務者　高田　一也
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５８号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西１丁目17番地６　パークサイドピア203
債務者　小川　友一
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
新潟県長岡市美沢４丁目79番地４、前住所新潟県長岡市長倉南町163番地１
債務者　中川　春美（旧姓鷲尾）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
　　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
新潟県柏崎市松波３丁目５番19―205号　市営松波町住宅Ｄ号棟
債務者　岩崎ゆかり
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
　　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
新潟県三島郡出雲崎町大字川西80番地３　グループホームいずもざき
債務者　権田　　守
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
　　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
山口県山陽小野田市高千帆１丁目22番10号
債務者　石村　理恵
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
　　山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第８５号
札幌市西区二十四軒４条２丁目２番25―406号、申立時の住所札幌市西区山の手１条６丁目１番16―203号
債務者　若林亜希子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８９号
札幌市清田区北野３条１丁目11番41号　アカシヤハイツＣ―201号
債務者　深浦めぐみ
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６号
青森県三戸郡五戸町大字豊間内字上前田19番地１、旧住所福島県郡山市喜久田町字寺久保36番地の１　ランドパレス喜久田Ａ201号
債務者　對馬　貴子（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
　　青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第９号
青森県十和田市大字三本木字西金崎380番地11　小山田貸家、旧住所青森県十和田市大字三本木字西小稲118番地20
債務者　浦田　由華（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
　　青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第１６号
群馬県富岡市南後箇26番地
債務者　栗原　　勇
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
　　前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１２号
相模原市中央区淵野辺本町１丁目13番10号　ハイツシャルム102
債務者　後藤　美紀
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２５号
相模原市南区旭町６番17号　オクトワール相模大野301
債務者　熊谷　康二
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部